

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人日本証券経済研究所

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本証券経済研究所（以下「当研究所」という。）定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、理事長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、日当、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費その他の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、定例役員報酬及び賞与を支給する。

- 2 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 3 評議員については、評議員会出席の都度、日当1回2万円を支給する。
- 4 非常勤役員のうち、理事については理事会に出席の都度、監事については監事業務のため出勤の都度、日当1回2万円を支給する。

## (定例報酬の額の決定)

第4条 当研究所の常勤役員の定例報酬月額、（別表）常勤役員俸給表によるものとし、各々の役員への適用は、理事長が評議員会の承認を得て決めるものとする。

## (賞与)

第5条 賞与は、5月末日及び11月末日（以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する常勤役員に対し支給する。

- 2 賞与の年間支給額は、定例報酬月額に4.0を乗じた額を上限とし、理事長が評議員会の承認を得て決めるものとする。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、評議員会の承認を得て、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができる。死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

2 常勤役員に対する退職慰労金の額は、在職期間の月数に、各年度に支給された定例役員報酬月額100分の30に相当する金額を乗じて得られた額を上限として、理事長が評議員会の承認を得て決定する。ただし、退職慰労金の額の算出において、72か月を超える在職期間に係る乗率は100分の20とし、120か月を超える在職期間については、算入しない。

(費用)

第7条 当研究所は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 当研究所は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決によるものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。
2. この規程の施行日のいかにかわらず、公益財団法人移行前の常勤役員が、公益財団法人移行後も引き続き常勤役員となった場合、第6条第2項に規定する在職期間については、公益財団法人移行前の在職期間と移行後の在職期間を合算したものとする。

(別表) 常勤役員俸給表

	月額		月額
第1号	800,000	第6号	1,300,000
第2号	900,000	第7号	1,400,000
第3号	1,000,000	第8号	1,500,000
第4号	1,100,000	第9号	1,600,000
第5号	1,200,000	第10号	1,700,000